

# JIS

## 情報処理用語 (図形処理)

JIS X 0013 : 1998

(ISO/IEC 2382-13 : 1996)

(2004 確認)

平成 10 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS X 0013-1987は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、情報通信技術の進展に伴って、既存用語の拡充、新技術及び新しい概念に対する用語の追加を行った。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和62.4.1 改正：平成10.1.20

官報公示：平成10.1.20

原案作成協力者：社団法人情報処理学会

審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 情報処理用語(図形処理) X 0013:1998

Glossary of terms used in (ISO/IEC 2382-13:1996)  
information processing (Computer graphics)

**序文** この規格は、1996年に第2版として発行されたISO/IEC 2382-13, Information technology—Vocabulary—Part 13: Computer graphicsを翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. **適用範囲** この規格は、情報処理における図形処理に関する主な用語、定義及び対応英語について規定する。

**備考1.** この規格は、1996年6月に第2版として発行されたISO/IEC 2382-13:1996を一つの項目\*を除いて翻訳し、その技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

**注\*** 13.04.32 (対応国際規格では“koala pad”)は日本国内事情等を考慮し、欠番とした。

2. この規格の関連規格を、付表1に示す。

3. **参考**は、対応国際規格にない事項である。

2. **分類** 用語は、次のとおり分類する。

a) **一般概念** (13.01参照)

b) **画像の表現及び格納** (13.02参照)

c) **画像の表示** (13.03参照)

d) **機能単位** (13.04参照)

e) **操作方法及び処理** (13.05参照)

3. **表記法** この規格は、各用語を番号、用語、定義及び対応英語の四つの欄に分けて規定する。それぞれの欄における表記法及び解釈を、次に示す。

a) **番号** 番号は、6個の数字によって表す。最初の2けたの数字は、情報処理用語の規格番号の末尾2けたを示す。次の2けたの数字は、この規格での分類を示す。最後の2けたは、同一分類内の一連番号を示す。

b) **用語**

1) 同一の意味を示す用語が二つ以上ある場合は、表記した順に従って優先使用する。

2) 用語の一部が丸括弧( )で囲まれている場合は、その部分を省略してもよいことを表す。この場合は、括弧内を省略したときとしないときの間に優先順位はない。

例 “(計算機)図形処理”(13.01.01参照)

3) 同一の用語が別の定義をもつ場合には、用語の前に(1), (2), …を付ける。

例 “(1)ウィンドウ”(13.05.27参照)と“(2)ウィンドウ”(13.05.28参照)

ただし、定義文中でその用語を参照する場合は、用語の後ろに(1), (2), …を付ける。

4) 用語の使用分野を限定する場合には、用語に引き続く丸括弧( )内にそのことを示す。

例 “仮想空間(図形処理における)”(13.02.34参照)

5) 用語に引き続く丸括弧( )は、用法を示す場合もある。

例 “GKS(省略形)”(13.01.14参照)